

福岡県信用保証協会 ディスクロージャー ☀️

2023

FUKUOKA

GUARANTEE



福岡県信用保証協会

# CONTENTS

ごあいさつ	1
福岡県信用保証協会の概要	2
福岡県信用保証協会の理念	3
事業概況	4
福岡県信用保証協会の取り組み	6
中期事業計画／令和5年度経営計画	9
信用保証のしくみ	10
信用保証の利用について	12
信用保証料について	13
令和4年度決算	14
貸借対照表・収支計算書・財産目録	
コンプライアンスの基本方針	16
個人情報保護宣言	17
役員・機構組織	18
事業所所在地	19



平素は当協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本誌は福岡県信用保証協会の経営計画をはじめ、財務状況、保証業務の内容等の全体像をできるだけ分かりやすくご紹介する冊子として作成いたしました。

日頃より、当協会をご利用いただいております中小企業の皆さまをはじめ、ご協力いただいております多くの方々に、この冊子を通じて、より一層当協会に対するご理解を賜りたいと願っております。

令和4年度の県内の景気動向は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しがみられましたが、世界的な物価高騰や欧米各国の金融引き締め等による景気の下振れが懸念される状況となりました。

当協会をご利用の中小企業の皆さまの中には、業績回復の遅れや新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)の返済本格化等により、依然として厳しい状況が続いている企業もおられます。

このような中、当協会では、企業訪問等を通じて中小企業の皆さまの状況やニーズの把握を行い、迅速かつ適切な資金繰り支援に努めました。また、地域経済の活性化と雇用の維持・拡大につながる創業支援を積極的に推進し、創業保証の取り組みや商工会議所等が主催する創業者向けセミナーへの共催・講師派遣等を行いました。これらの取り組み等により、保証利用企業者数は76,760者、県内中小企業者の保証利用度は56.8%と多くの中小企業の皆さまにご利用いただいております。

当協会といたしましては、引き続き県内中小企業の皆さまの金融の円滑化を図るため、伴走支援型特別保証等による迅速かつ適切な支援に努めていくとともに、経営者保証に依らない保証の取り組みを推進して参ります。また、コロナ禍を契機に社会全体の行動様式の変化や金融サービスの電子化など、協会を取り巻く環境は大きく変化していることから、当協会においても、保証申込の電子化やデジタル技術を活用した業務改革を推進し、中小企業の皆さまの利便性向上を図っていく所存です。

今後とも役職員一同、公的機関としての役割と責任を充分認識し、県内中小企業の皆さまのベストパートナーとして信頼されるよう、全力を尽くして参ります。引き続き皆さま方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年7月

福岡県信用保証協会  
会長 山崎 建典

# 福岡県信用保証協会の概要

## プロフィール

設立認可	昭和24年3月29日	
根拠法律	信用保証協会法	
基本財産 (令和5年3月31日現在)	72,650百万円	
	内訳	
	・基金	11,053百万円
	・基金準備金	61,596百万円
保証債務残高 (令和5年3月31日現在)	件数	132,655件
	金額	1,558,157百万円
利用企業数 (令和5年3月31日現在)	76,760企業	
役員員数 (令和5年3月31日現在)	理事	20名(非常勤 15名)
	監事	3名(非常勤 2名)
	職員	180名
事務所	本所(福岡市博多区)、大濠支所(福岡市中央区)、北九州支所(北九州市)、久留米支所(久留米市)、筑豊支所(飯塚市)、大牟田支所(大牟田市)	

## 沿革

昭和24年 3月29日	社団法人 福岡県信用保証協会	設立認可
昭和24年 5月 7日	社団法人 福岡県信用保証協会	設立登記
昭和28年 8月10日	信用保証協会法施行	
昭和30年 3月23日	信用保証協会法による福岡県信用保証協会設立認可	
昭和32年 5月10日	北九州支所を開設	
昭和33年 5月10日	筑後支所を開設	
昭和37年 10月25日	筑豊支所を開設	
昭和54年 4月 2日	大牟田支所を開設	
	筑後支所を久留米支所に改称	
平成 6年 10月 3日	大濠支所を「福岡市中央区黒門」に新築し開設	
平成14年 3月11日	久留米支所の新事務所を開設	
平成19年 5月 1日	大牟田支所の事務所移転	
令和 1年 6月30日	本所免震対策工事完了	

## 協会マークの説明

私たちの熱い意欲の  
“象徴”です



- シンボルマークは、当協会の主要事業領域「CREDIT GUARANTEE」(信用保証)の頭文字の組合せで構成し、中小企業とのベストパートナーシップ、関係機関との信頼のきずなを表現しています。
- 全体の形を成す楕円は地域社会およびその集合体である地球をイメージしています。
- コーポレートカラーは、当協会の若々しい活力と希望に満ちた姿勢をギャランティブルーで表現しています。

# 福岡県信用保証協会の理念

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の貸付等を受ける際に、「公的な保証人」となり、金融の円滑化を図ることを目的として設立された「信用保証協会法」に基づく認可法人です。

## 福岡県信用保証協会の理念

当協会は昭和24年の設立以来、地域経済の繁栄を願い、金融の円滑化という側面から中小企業者等の経営安定や繁栄を目指し、当協会の信条や使命、社会的存在意義についての経営思想を示すものとして、基本理念を定めております。

また、基本理念に掲げる共通の精神を明確にしたうえで、これを実現するために行動指針を定めております。

## 基本理念

私たち、福岡県信用保証協会は、中小企業のベストパートナーとして『信用保証』により、その経営の安定と繁栄を支援し、地域経済の発展につくします。

### ●中小企業のベストパートナーとして

私たちのお客さまは「中小企業」の方々です。私たち信用保証協会は、中小企業の期待に応え、その経営をサポートしていくために、親身な温かい対応で中小企業との絆を培っていく良きパートナーシップを形成していくことを目指します。

### ●『信用保証』により

信用保証協会は、中小企業のために『信用保証』を行い、金融の円滑化を図り、その健全な発展を助成することを設立目的としています。信用保証協会は、公的機関としての『信用保証』の使命・役割を自覚し、積極的に信用保証業務を推進します。

### ●経営の安定と繁栄を支援し

私たちのお客さまである中小企業の皆さまは、その経営に真剣に取り組み、事業発展のために懸命に努力してられます。このような中小企業のために、私たちはその経営の安定と繁栄を力強くお手伝いします。

### ●地域経済の発展につくします

地域社会の一員である私たちは、『信用保証』により、金融の円滑化を通じて中小企業の発展を図り、地域経済の発展に貢献し、地域との共生を目指します。

## 行動指針

1 私たちは、中小企業とともに成長し、地域社会の発展に貢献することを誇りとします。

2 私たちは、親切・公正・感謝の気持ちで、中小企業の良き相談相手となるようつとめます。

3 私たちは、心身の健康につとめ、つねに自己改革にチャレンジします。

4 私たちは、コミュニケーションを大切にし、チームワークのとれた職場をつくります。

# 事業概況

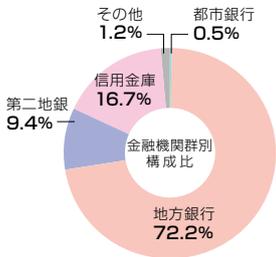
(単位:百万円、件)

## 令和4年度事業概況

	保証承諾	保証債務残高	代位弁済	求償権回収
件数	19,043	132,655	1,480	331
金額	235,680	1,558,157	15,751	2,844

## 保証承諾の状況

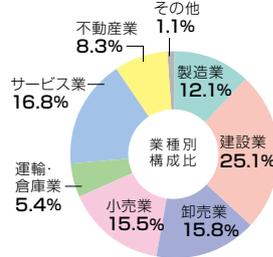
金融機関群別 (単位:百万円、%)



	令和4年度累計	
	金額	前年比
都市銀行	1,268	83.8
地方銀行	170,148	88.0
第二地銀	22,241	91.4
信用金庫	39,243	93.5
その他	2,780	65.6
合計	235,680	88.8

業種別

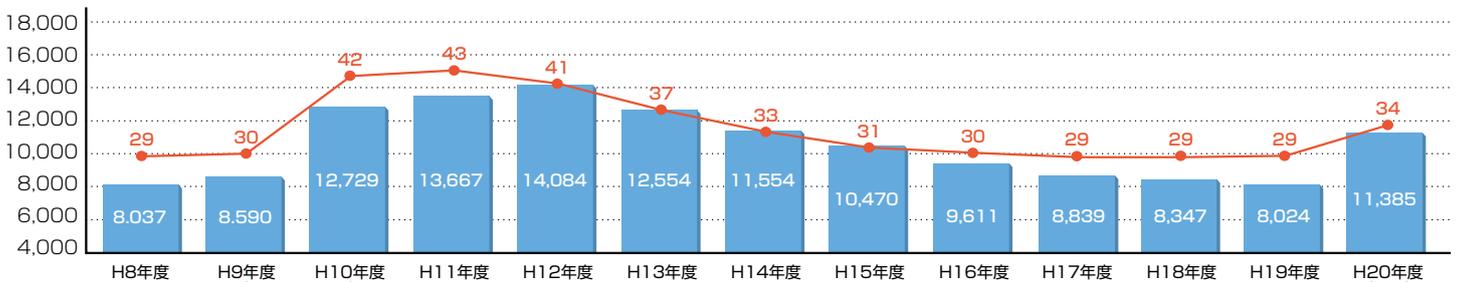
(単位:百万円、%)



	令和4年度累計	
	金額	前年比
製造業	28,453	96.5
建設業	59,067	90.0
卸売業	37,215	96.3
小売業	36,438	80.9
運輸・倉庫業	12,629	92.4
サービス業	39,664	81.7
不動産業	19,547	92.4
その他	2,668	81.4
合計	235,680	88.8

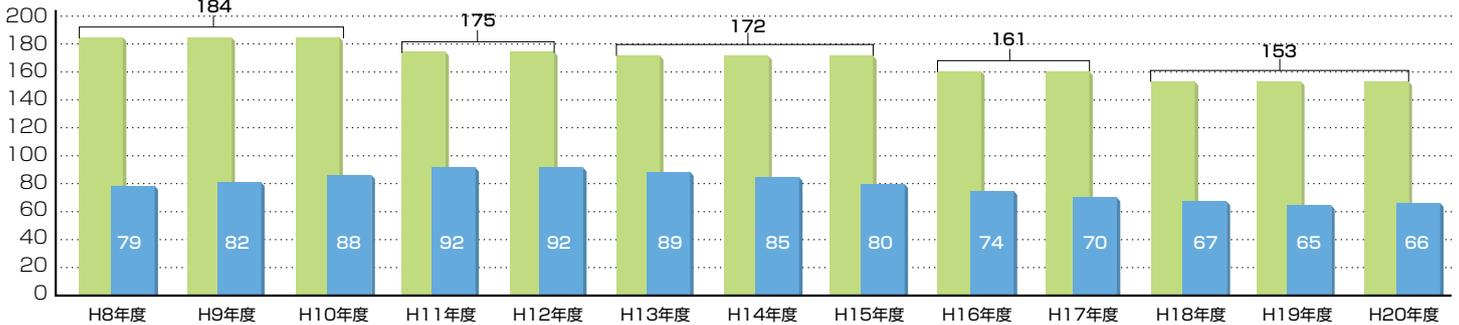
## 保証債務残高推移

(単位:億円)

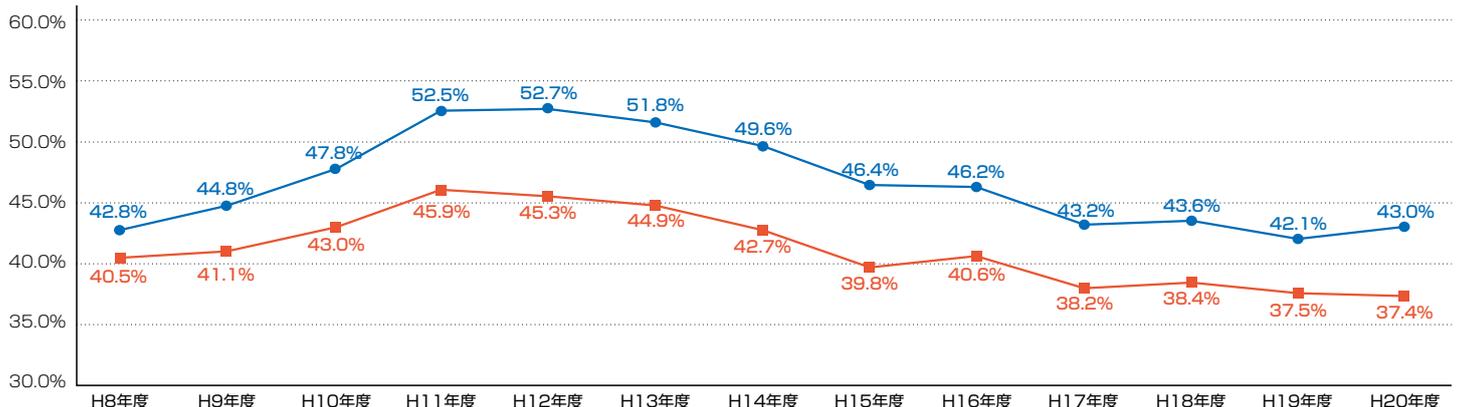


## 保証利用企業者数

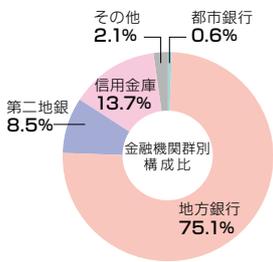
(単位:千者)



## 保証利用度推移(保証利用企業者数/中小企業者数)



### 保証債務残高の状況



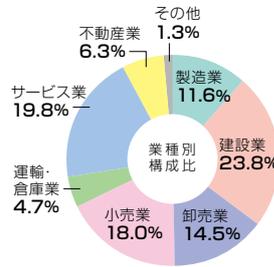
### 金融機関群別

(単位:百万円、%)

	令和4年度末	
	金額	前年比
都市銀行	9,057	82.6
地方銀行	1,169,456	93.6
第二地銀	132,346	91.2
信用金庫	214,122	92.9
その他	33,177	90.8
合計	1,558,157	93.2

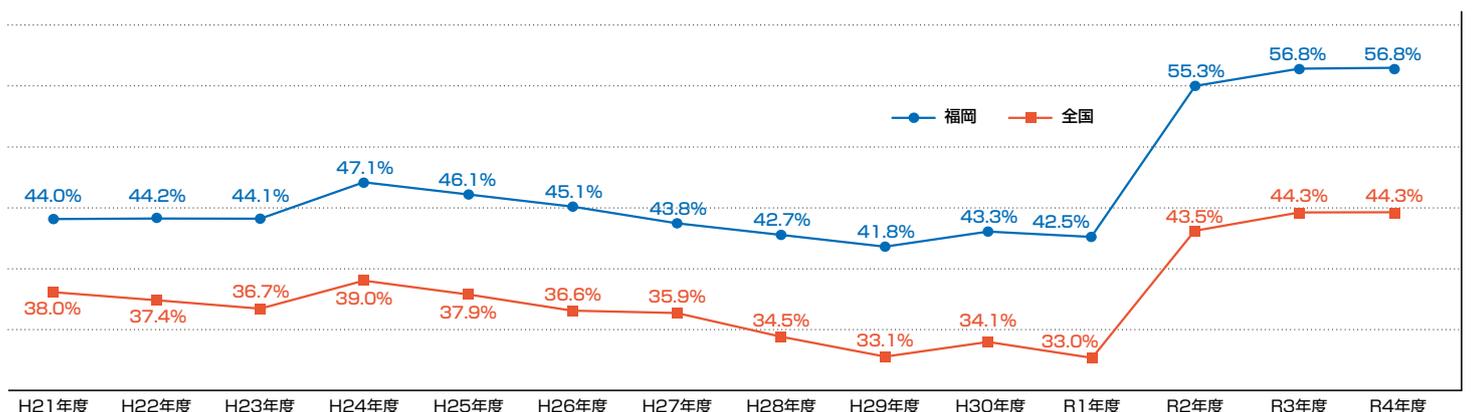
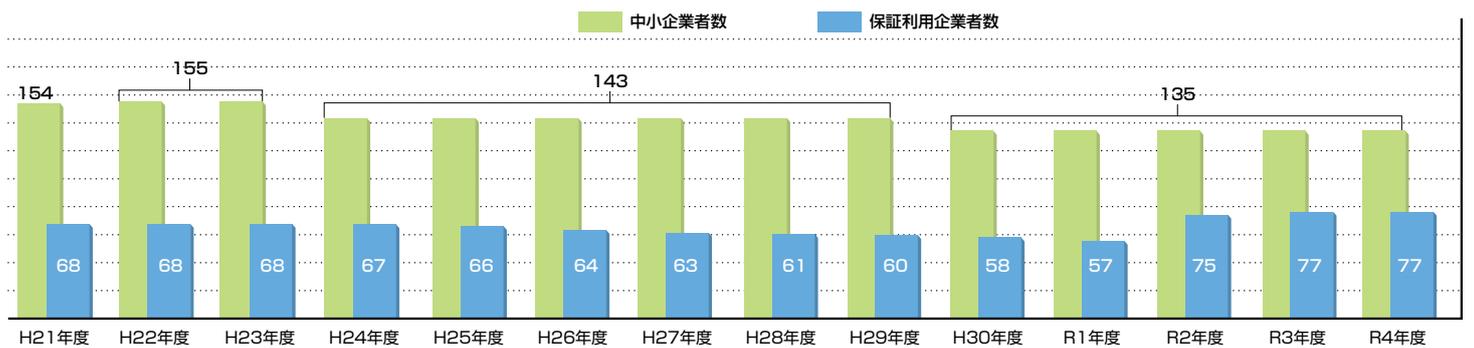
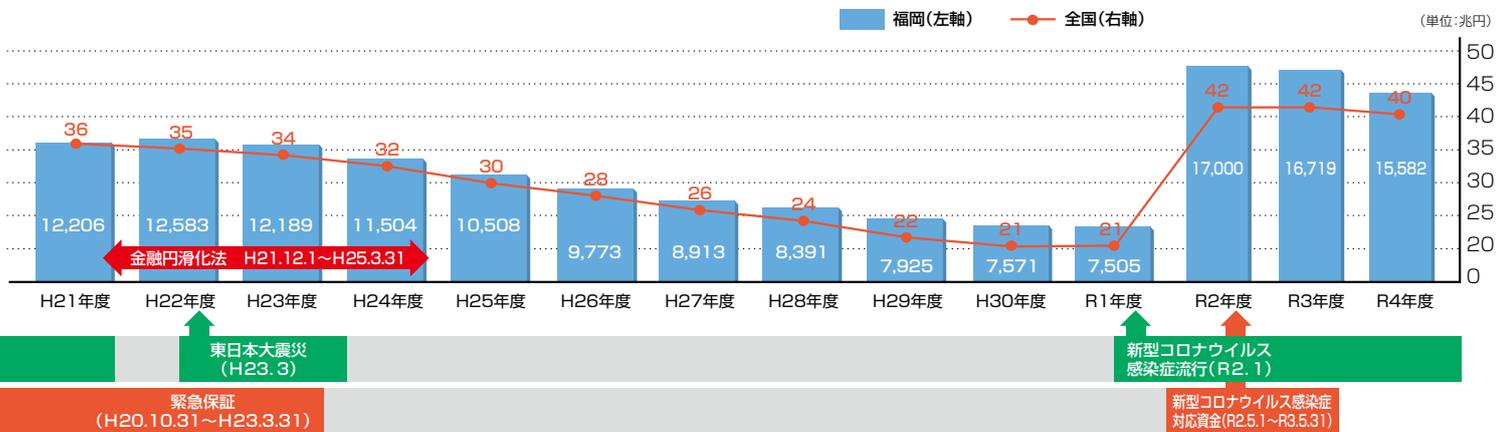
### 業種別

(単位:百万円、%)



	令和4年度末	
	金額	前年比
製造業	194,188	97.2
建設業	397,341	97.2
卸売業	242,941	97.3
小売業	300,492	99.4
運輸・倉庫業	78,334	98.2
サービス業	331,315	100.2
不動産業	105,082	99.0
その他	22,249	96.9
合計	1,671,942	98.3

四捨五入のために、個々の金額の合計が総合計の金額とならない場合や、構成比の合計が100.0%とならない場合があります。



# 福岡県信用保証協会の取り組み

## 保証承諾額、保証債務残高、代位弁済額の推移

令和4年度は、コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響を受け、引き続き厳しい状態にあった県内中小企業の資金繰り支援や経営支援に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)が令和3年5月末に終了以降、各種政策効果等もあり、県内の資金需要が一旦落ち着いたことから、保証申込は減少し、保証承諾件数は19,043件、保証承諾額は2,357億円(前年比88.8%)となりました。また、保証債務残高は、令和3年5月6日の1兆7,494億円をピークに緩やかな減少をたどり、令和4年度末には1兆5,582億円(前年比93.2%)となりました。

代位弁済については、コロナ禍の長期化や業績回復の遅れ、ゼロゼロ融資の返済本格化等により資金繰りに窮する企業が増加した結果、158億円(前年比152.1%)となりました。

## 経営環境の変化を踏まえた資金繰り支援

中小企業者とのコミュニケーションの機会を増やし、業況の変化や実態、ニーズを把握して、伴走支援型特別保証の推進等による迅速かつ適切な支援に努めていくとともに、経営者保証に依らない保証取り組みを推進していきます。

また、金融機関との継続的な対話等を通じて、個々の中小企業者の実態に応じた柔軟な借換対応や事業再構築のための保証取り組みを推進していきます。

## 地方創生等への貢献

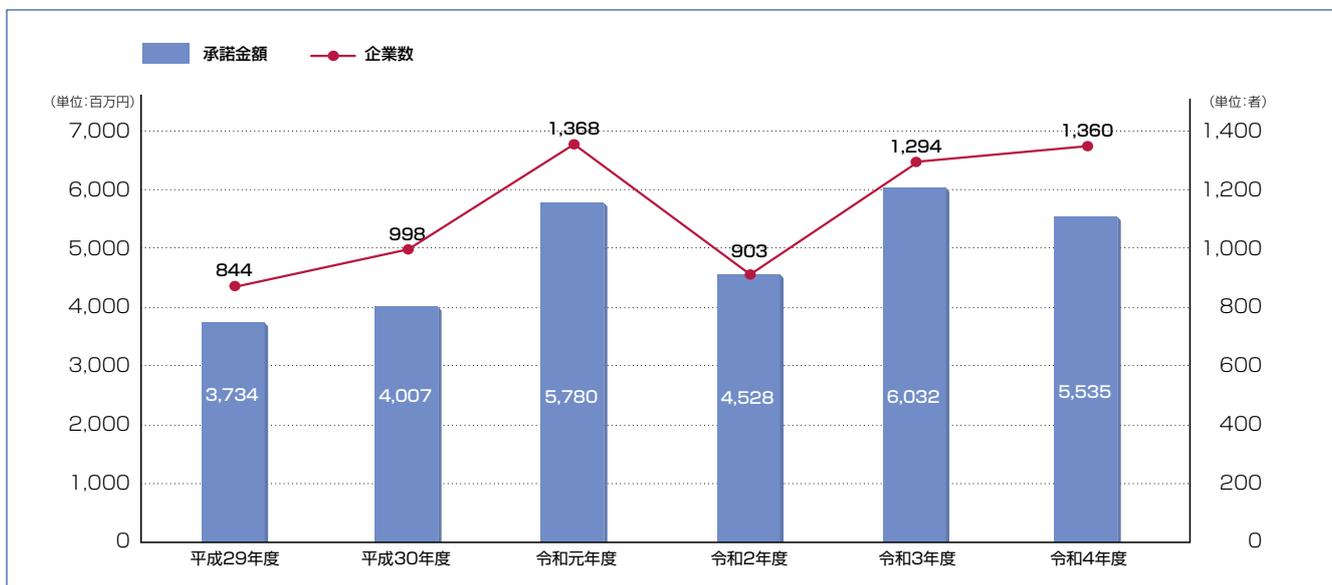
福岡県は全国的にも開業率(※)が高いという特徴があり、当協会においても創業保証の利用が年々増加していました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、創業保証の利用は一旦減少したものの、令和3年度以降は回復基調にあります。

地域経済の活性化や雇用の維持・拡大につながる創業への支援は、当協会の重要な役割であり、保証料負担ゼロの自治体制度融資による創業時の資金調達支援に加え、商工会議所の創業者向けセミナーにて、創業に際し必要な準備や留意点を分りやすく伝えるなど、幅広い支援にも取り組んでいます。

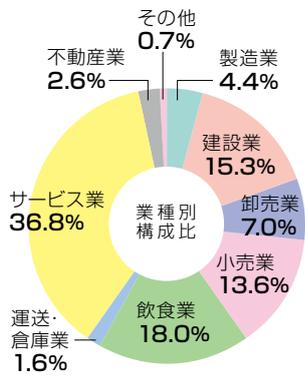
また、今年3月からは、経営者保証を不要とする創業保証制度(スタートアップ創出促進保証制度)の取り扱いを開始し、創業時の資金調達に新たな選択肢を提供するなど、創業しやすい環境づくりにも取り組んでいます。

※2023年版中小企業白書：福岡県の開業率5.4%…全国第2位

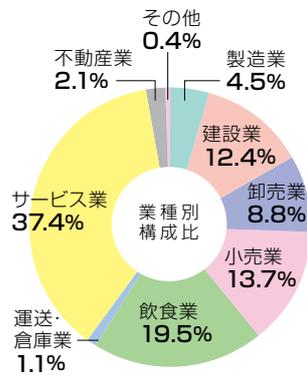
## ●創業保証の取組実績



●令和4年度 創業支援先の業種別保証承諾状況



件数	
製造業	61
建設業	210
卸売業	96
小売業	187
飲食業	248
運送倉庫業	22
サービス業	507
不動産業	36
その他	9
合計	1,376

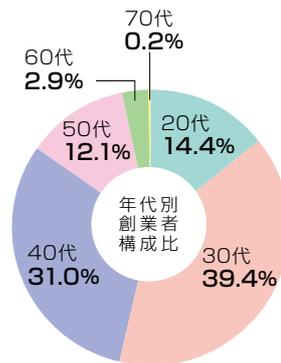


金額	
製造業	252
建設業	685
卸売業	487
小売業	759
飲食業	1081
運送倉庫業	63
サービス業	2071
不動産業	114
その他	24
合計	5,535

●令和4年度 創業支援先の業種別保証承諾上位10業種

業種	件数	構成比
食堂、レストラン	100	7.3%
遊興飲食店	97	7.0%
美容業	63	4.6%
エステ、ネイルサロン	63	4.6%
持帰配達飲食サービス	41	3.0%
療術業	37	2.7%
管工事業	33	2.4%
他の事業サービス業	32	2.3%
老人福祉・介護事業	30	2.2%
他の専門サービス業	29	2.1%
合計	525	38.2%

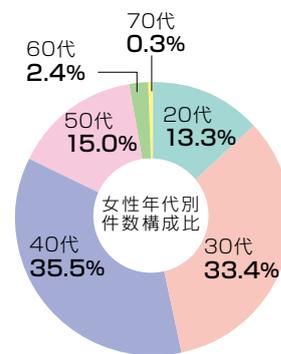
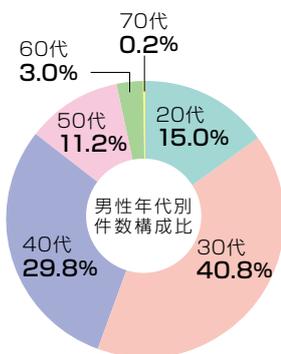
●令和4年度 創業支援先の年代別創業者数



▼平均年齢 39.5歳

年代	
20代	196
30代	536
40代	421
50代	165
60代	39
70代	3
合計	1,360

●令和4年度 創業支援先の性別・年代別保証実績



性別	承諾件数	承諾金額	平均承諾額
男性			
20代	162	545	3.4
30代	442	1,898	4.3
40代	323	1,389	4.3
50代	121	520	4.3
60代	33	146	4.4
70代	2	37	18.3
合計	1,083	4,535	4.2

性別	承諾件数	承諾金額	平均承諾額
女性			
20代	39	100	2.6
30代	98	340	3.5
40代	104	397	3.8
50代	44	130	3.0
60代	7	24	3.4
70代	1	10	10.0
合計	293	1,000	3.4

# 福岡県信用保証協会の取り組み

## 事業承継支援の推進

中小企業経営者の高齢化に加え、コロナ禍の長期化による廃業の増加が懸念される中、円滑な事業承継への対応は、社会的にも求められている支援課題の1つです。

当協会では、福岡県事業承継・引継ぎ支援センター、福岡県中小企業診断士協会（福岡事業承継・M&Aセンター）と連携して、「事業承継セミナー」動画を制作・配信しました。また、同関係機関と連携して保証利用企業者約6,500者に対して事業承継に関するアンケートを実施し、事業承継に係る取り組み状況等を把握するとともに、「事業承継セミナー」動画の案内も同封し、事業承継に係る意識醸成にも努めました。

引き続き、中小企業者に対して事業承継の意識喚起の働きかけやニーズの把握に努め、専門家派遣やつなぎ支援、事業承継関係保証による支援等を進めていきます。

## 教育機関での講義

地域経済の将来を担う学生向けに中小企業の実情や信用保証制度の社会的役割を知っていただくため、県内4大学のご協力により、講義を実施しました。



福岡大学



西南学院大学

### 令和4年度 講義実績

日程	大学名	受講数	講義内容
9月27日	福岡大学	75人	中小企業の魅力と課題、信用保証制度の役割
10月20日	福岡女学院大学	51人	信用保証協会の業務と求められる人材
10月26日	福岡大学	13人	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割
11月16日	九州産業大学	140人	中小企業の魅力と課題、信用保証制度の役割
11月28日	西南学院大学	12人	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割

# 中期事業計画／令和5年度経営計画

## 第六次中期事業計画(令和3年度～令和5年度)

福岡県信用保証協会は、中小企業のベストパートナーとして「信用保証」によりその経営の安定と繁栄を支援し、地域経済の発展に貢献するとともに、持続可能な信用補完制度の確立に向けて、令和3年度から令和5年度まで3か年間、以下の方針に沿って業務運営に取り組むこととします。

### 【保証部門】

- (1) ポストコロナの資金繰り支援
- (2) 地方創生等への貢献

### 【期中管理・経営支援部門】

- (1) 経営改善・事業再生支援の推進

### 【回収部門】

- (1) 効率性を重視した債権の管理・回収の推進
- (2) 営業中の求償権顧客に対する経営改善・事業再生支援

### 【その他間接部門】

- (1) 業務改革の推進
- (2) 人事・組織の活性化
- (3) コンプライアンス態勢の充実



## 令和5年度経営計画

### 1. 業務運営方針

県内の景気は、経済社会活動の正常化が進む中で、緩やかに持ち直しの動きがみられるものの、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いていることから、中小企業者の資金繰りに支障を来さないよう、業況の変化や実態、ニーズを把握して、伴走支援型特別保証の推進等による迅速かつ適切な支援に努めます。

また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立が求められていることから、経営者保証に依らない保証取り組みを推進するとともに、地域経済の活性化につながる創業支援や事業承継支援について、外部支援機関と連携し積極的に取り組みます。

中小企業者からの返済緩和の申し出に対しては、実情に応じて柔軟に対応するとともに、金融機関や外部支援機関等と連携し、金融支援と経営支援の一体的取り組みを推進します。

債権回収においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価上昇や過剰債務等により、業績の回復が遅れている中小企業者の代位弁済増加が見込まれることから、効率的な債権管理・回収を行います。

組織の管理運営においては、デジタル技術を活用した継続的な業務改革の取り組みや、様々な課題に対応できる人材の育成を進めていくほか、コンプライアンス態勢の一層の充実を図ります。

### 【重点課題】

- (1) 経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援
- (2) 地方創生等への貢献
- (3) 経営改善・事業再生支援の推進
- (4) 効率性を重視した管理・回収の推進
- (5) 求償権顧客に対する経営改善・事業再生支援と生活再生支援
- (6) 業務改革の推進
- (7) 人事・組織の活性化
- (8) コンプライアンス態勢の充実

### 2. 保証承諾等の見通し

令和5年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下の通りです。

項目	金額
保証承諾	2,600億円
保証債務残高	13,300億円
代位弁済	280億円
求償権回収	27億円

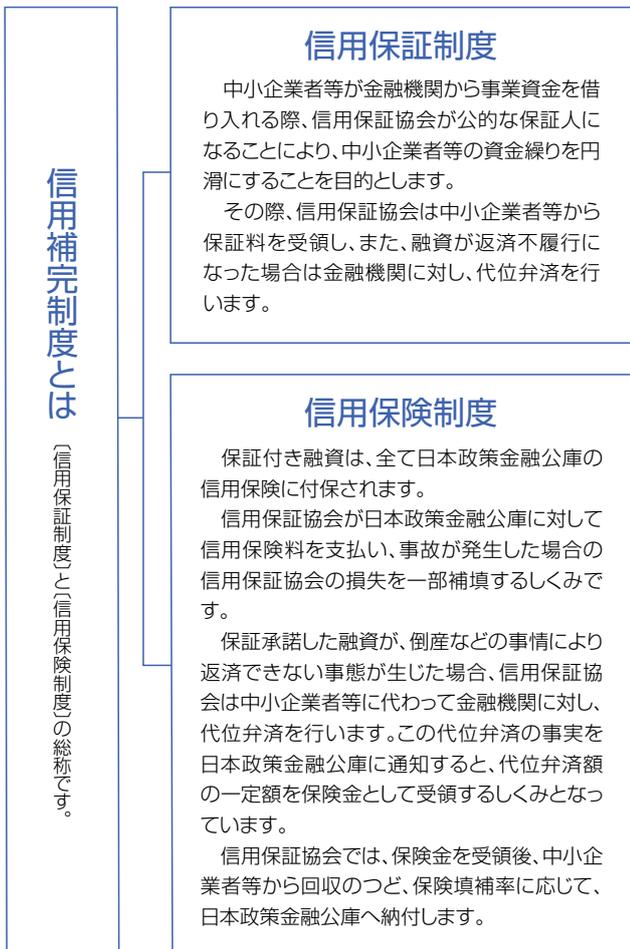
# 信用保証のしくみ

## 信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、信用保証制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

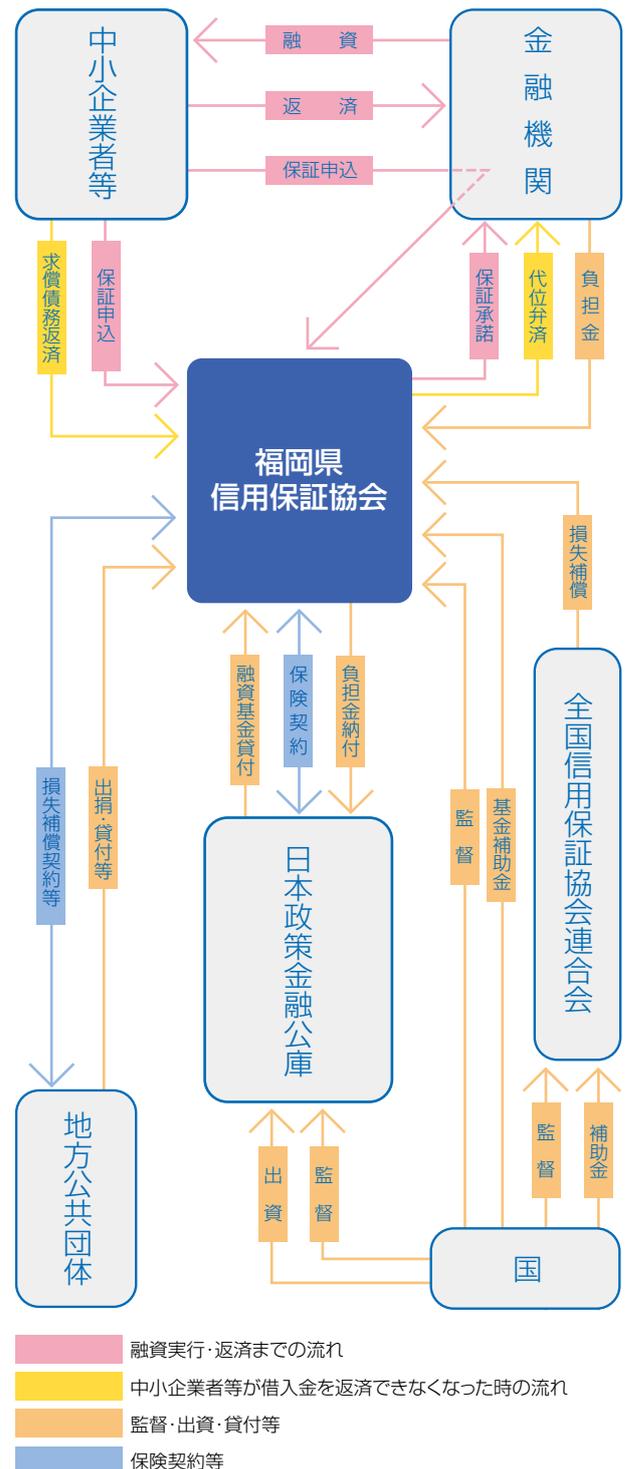
このように、「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



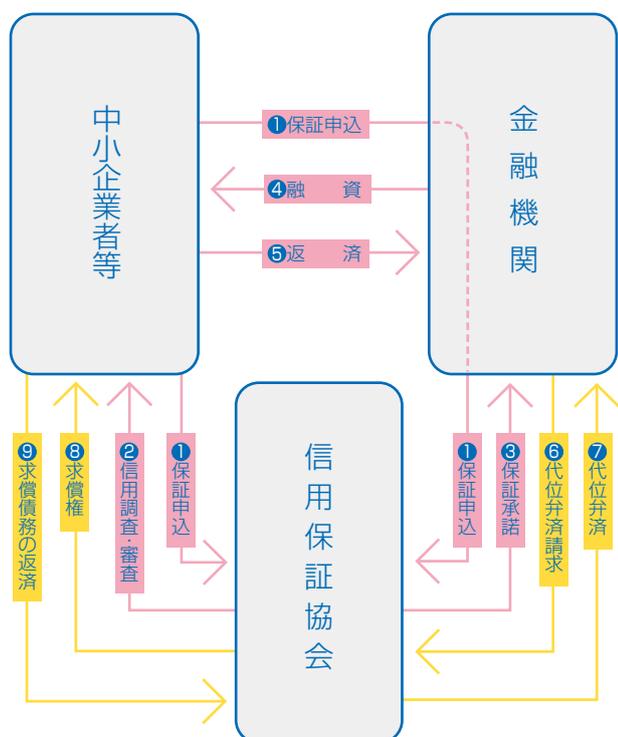
## 県・市町村と信用保証協会との関係

県及び市町村では、県内中小企業者等の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性、ニーズ等に応じて、当協会及び県内金融機関と協調して、制度融資を実施しています。

制度融資によっては、当協会と県及び市町村との間に損失補償契約を締結し、当協会は代位弁済の際に損失補償金を受領し、その後の回収に応じて返納します。



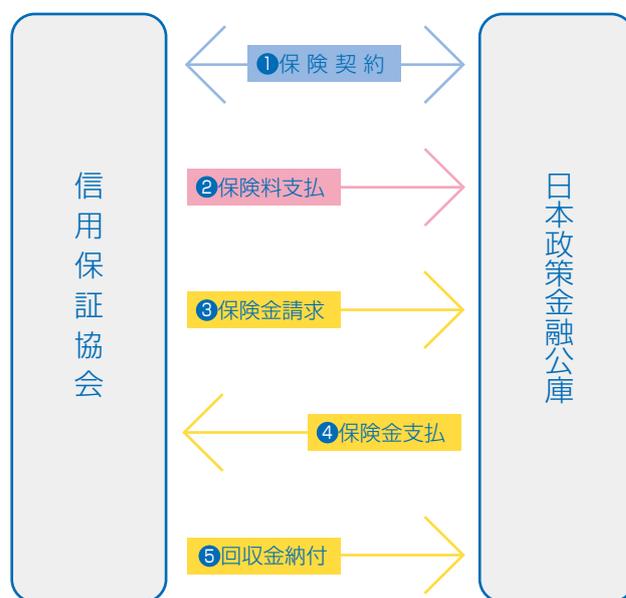
## 信用保証制度のしくみ



信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者です。

- ① 中小企業者等は、信用保証協会へ直接、又は融資の申込をされた金融機関を通じて申込をします。
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者等の信用調査・審査を行います。
- ③ 信用保証協会は、信用保証を適当と認めた時は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等へ融資を行います。
- ⑤ 中小企業者等は、融資の条件に従って金融機関に返済を行います。
- ⑥ 金融機関は、中小企業者等が何らかの理由により、借入金の全部又は一部の返済ができなくなった時は、信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会はこの請求に基づいて中小企業者等に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、代位弁済により中小企業者等に対して求償権を取得します。
- ⑨ 中小企業者等は、信用保証協会に求償債務の返済を行います。

## 信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本政策金融公庫は信用保証協会に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済した時は、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額のおよそ70%から80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者等からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

# 信用保証の利用について

## ご利用いただける方

### 1. 所在地、業歴

福岡県内に事業所または営業所を有し、原則として事業を営んでいる方。

- 法人の場合、本店または事業所のいずれかが福岡県内にあればご利用いただけます。
- 個人事業主の場合、住居または事業所のいずれかが県内にあればご利用いただけます。

### 2. 企業規模

業種	資本金	従業員
製造業(運送業・建設業含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下

- 企業規模は、資本金か従業員のうち、どちらか一方を満たしていればご利用いただけます。
- 事業協同組合等の組合もご利用いただけます。特定非営利活動法人(NPO)は、従業員要件を満たせば対象となります。

### 3. 保証対象業種

- ①ほとんどの方がご利用いただけます。(中小企業信用保険法施行令で定められている業種)
- ②保証対象外となる業種  
農業、林業、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、その他サービス業の一部(政治・経済・文化団体、宗教法人等)

## 信用保証の内容と条件

### 1. 保証の利用限度額

個人・法人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

### 2. 保証期間

一般保証	20年以内
保証協会制度保証 県・市町村制度融資 等	それぞれの制度により期間の定めがあります。

### 3. 資金使途

事業の発展・継続に必要な運転資金・設備資金。

### 4. 連帯保証人

必要となる場合があります。  
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要となります。

#### 【経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて】

当協会では、平成26年2月1日から「経営者保証に関するガイドライン」の適用を開始し、同ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする取り扱いを行っています。

※「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等の経営者に関する契約時および履行時等における対応について、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的・自立的な準則として策定・公表されたものです。

### 5. 担 保

必要に応じて、不動産または有価証券等を提供していただけます。

## 責任共有制度について

「責任共有制度」とは、これまで原則としてお客様の借り入れ金額に対して信用保証協会が100%保証を行っていた保証付融資について、平成19年10月から金融機関が一定の責任を共有するしくみに変更したものです。

「負担金方式」「部分保証方式」の2つがあり、各金融機関にていずれかの方式を選択していただいています。

### 1. 「負担金方式」

融資金額の100%を信用保証協会が保証しますが、金融機関の保証利用実績(代位弁済等実績率)に応じた一定の負担金を事後で金融機関がお支払いいただく方式です。

### 2. 「部分保証方式」

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式です。

※小口零細企業保証制度等、責任共有制度対象外となる保証制度(100%保証)もあります。

※詳細につきましては、最寄の信用保証協会窓口へご照会ください。(P19に記載)

# 信用保証料について

## 信用保証料

### 1. 信用保証料

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者等の方との信用保証委託契約に基づいて、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくもので、信用保証協会の運営を支えています。

信用保証料は金融機関から融資を受けた際、金融機関を通じてお支払いいただいています。

信用保証料は、貸付実行日(条件変更を含む)に全額一括支払いとなっておりますが、条件によっては、お申し出により分割払いも可能です。

なお、返済金額の変更(返済緩和)を伴う条件変更の際にも、最終期日の変更に問わず変更保証料をいただいております。

また、最終履行期限前に完済された場合は、お支払いいただいている信用保証料を所定の範囲で返戻しています。

### 2. 信用保証料率

#### ●信用保証料率体系

信用保証協会では、中小企業者の皆さまの経営状況に応じたきめ細かい信用保証料率体系としております。

従来は、原則として一律であった信用保証料率を平成18年4月1日から中小企業者の皆さまの経営状況を踏まえた9段階の料率体系となる「リスク考慮型信用保証料率」としております。

また、平成19年10月1日から「責任共有制度」の導入に伴い、責任共有制度の対象となる保証については、借入額(根保証の場合は借入極度額)に対する率で表示される「責任共有保証料率」(下表左枠)が適用され、小口零細企業保証制度等の責任共有制度の対象外となる保証については、「責任共有外保証料率」(下表右枠)が適用されます。

区分	責任共有保証料率 (%) (特殊保証)	責任共有外保証料率 (%) (特殊保証)
1	1.90 (1.62)	2.20 (1.87)
2	1.75 (1.49)	2.00 (1.70)
3	1.55 (1.32)	1.80 (1.53)
4	1.35 (1.15)	1.60 (1.36)
5	1.15 (0.98)	1.35 (1.15)
6	1.00 (0.85)	1.10 (0.94)
7	0.80 (0.68)	0.90 (0.77)
8	0.60 (0.51)	0.70 (0.60)
9	0.45 (0.39)	0.50 (0.43)

### 3. 割引制度について

#### [1] 有担保保証に対する割引

普通保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、特定社債保険、特定支払契約保険および一部の保険特例に係る保証について、不動産等の担保の提供がある場合は、0.1%の割引を行います。

#### [2] 会計処理に関する割引

会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を提出していただいた場合0.1%の割引を行います。

#### ●信用保証料に関するご照会について

信用保証料を確認した上で、保証申込をしたいという場合や、金融機関が中小企業者の皆さまに保証付き融資を紹介する際に、あらかじめ信用保証料についても説明したいというご要望がある場合、当協会では該当する信用保証料率の区分等、料率の目安をお知らせすることにより、資金調達計画をサポートいたします。

### 4. 信用保証料の計算方法

#### [1] 一括返済条件(分割返済条件の据置部分を含む)の計算式

信用保証料=借入額(根保証の場合は借入極度額)×  
信用保証料率×保証期間

★計算例/借入金額 1,000万円、保証期間6ヶ月、  
信用保証料率1.15%

$1,000万円 \times 1.15\% \times (6ヶ月 \div 12ヶ月) = 57,500円$

※保証の最終期日を指定した場合の保証期間は日数期間とします。

#### [2] 分割返済条件の計算式

信用保証料=借入額(根保証の場合は借入極度額)×  
信用保証料率×分割返済回数別係数×保証期間

(注)分割返済回数別係数は次のとおりです。

分割回数	2回以上 6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
係 数	0.70	0.65	0.60	0.55

★計算例/借入金額1,000万円、保証期間5年、  
元金均等返済、信用保証料率1.15%

$1,000万円 \times 1.15\% \times 0.55 \times 5年 = 316,250円$

※詳細につきましては、最寄の信用保証協会窓口へご照会ください。(P19に記載)

## 令和4年度 決算

## 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>現 金</b>	<b>805,386</b>	<b>基 本 財 産</b>	<b>72,649,590,512</b>
現金	805,386	基 金	11,053,269,425
小 切 手	0	基金準備金	61,596,321,087
<b>預 け 金</b>	<b>51,034,094,047</b>	制度改革促進基金	0
当座預金	124,599,637	収支差額変動準備金	36,197,574,921
普通預金	10,998,835,497	その他有価証券評価調整金	0
通知預金	0	<b>責 任 準 備 金</b>	<b>10,280,461,335</b>
定期預金	39,900,000,000	求償権償却準備金	1,669,598,610
郵便貯金	10,658,913	退職給与引当金	1,349,637,962
<b>金 銭 信 託</b>	<b>0</b>	損失補償金	44,150,911,761
<b>有 価 証 券</b>	<b>102,711,821,085</b>	<b>保 証 債 務</b>	<b>1,558,157,484,742</b>
国 債	0	求償権補填金	0
地 方 債	35,197,921,085	保 険 金	0
社 債	67,500,000,000	損失補償補填金	0
株 式	13,900,000	<b>借 入 金</b>	<b>0</b>
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	0	短期借入金	0
譲渡性預金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
<b>動産・不動産</b>	<b>2,425,409,256</b>	<b>雑 勘 定</b>	<b>42,736,271,536</b>
事業用不動産	2,314,324,570	仮 受 金	10,596,858
事業用動産	111,084,686	保険納付金	309,748,546
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	147,340,391
建設仮勘定	0	未経過保証料	42,237,917,453
<b>損失補償金見返</b>	<b>44,150,911,761</b>	未払保険料	4,397,562
<b>保証債務見返</b>	<b>1,558,157,484,742</b>	未 払 費 用	26,270,726
<b>求 償 権</b>	<b>5,756,840,007</b>	有価証券未払金	0
<b>譲 受 債 権</b>	<b>0</b>		
<b>雑 勘 定</b>	<b>2,954,165,095</b>		
仮 払 金	12,511,635		
保 証 金	0		
厚生基金	31,137,000		
連合会勘定	349,137		
未 収 利 息	111,680,117		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	2,798,487,206		
<b>合 計</b>	<b>1,767,191,531,379</b>	<b>合 計</b>	<b>1,767,191,531,379</b>

連合会貸付事業に係る借入金(収支差額変動準備金造成資金)の累計額 0円  
 当期中の収支差額変動準備金造成資金から収支差額変動準備金への振替額 0円  
 累計の収支差額変動準備金造成資金から収支差額変動準備金への振替額 0円

## 貸借対照表の用語解説

## 借 方

<b>預け金</b>	金融機関へ預託しています。
<b>有価証券</b>	代位弁済の支払準備資産として国債・地方債・社債等を保有しています。
<b>求償権</b>	経理上の求償権は、代位弁済した金額から、回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、損失補償金受領額、自己償却額を控除した額です。
<b>未経過保険料</b>	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

## 貸 方

<b>収支差額変動準備金</b>	収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。
<b>損失補償金</b>	地方公共団体等が信用保証協会の債務履行に基づく補償を行う場合の契約額を計上しています。
<b>未経過保証料</b>	受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(次年度以降に係る保証料)を計上しています。

## 基本財産

## ■基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の60倍(定款倍率)と定めています。したがって、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

## ■基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。  
 ①基金は、県・市町村からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。  
 ②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

## 収支計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)(単位:円)

科 目	金 額
<b>経常収入</b>	<b>16,442,640,153</b>
保証料	13,070,234,732
預け金利息	9,404,990
有価証券利息配当金	461,052,651
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	70,468,901
事務補助金	2,289,842,169
責任共有負担金	498,582,000
雑収入	43,054,710
<b>経常支出</b>	<b>9,812,887,103</b>
業務費	2,962,440,511
借入金利息	0
信用保険料	6,850,446,592
責任共有負担金納付金	0
雑支出	0
<b>経常収支差額</b>	<b>6,629,753,050</b>
<b>経常外収入</b>	<b>24,542,397,792</b>
償却求償権回収金	203,516,287
責任準備金戻入	10,688,583,338
求償権償却準備金戻入	1,272,670,706
求償権補填金戻入	12,367,425,982
保険金	11,252,267,801
損失補償補填金	1,115,158,181
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補助金	0
その他収入	10,201,479
<b>経常外支出</b>	<b>25,065,966,144</b>
求償権償却	13,110,363,058
譲受債権償却	0
雑勘定償却	4,328,414
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	1,214,724
責任準備金繰入	10,280,461,335
求償権償却準備金繰入	1,669,598,610
その他支出	3
<b>経常外収支差額</b>	<b>△ 523,568,352</b>
<b>制度改革促進基金取崩額</b>	<b>0</b>
<b>収支差額変動準備金取崩額</b>	<b>0</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>6,106,184,698</b>
<b>当期収支差額変動準備金繰入額</b>	<b>2,400,000,000</b>
<b>基本財産繰入額又は基本財産取崩額</b>	<b>3,706,184,698</b>

## 収支計算書の用語解説

### 収 入

#### 保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額、つまり(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。

#### 預け金利息等

金融機関に預け入れた預金の受取利息と、代位弁済の支払準備資産として保有している国債・地方債等からの利息配当金です。

#### 求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体から受領した損失補償金からなっています。

### 支 出

#### 信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-当期末未経過保険料-前期末未払保険料)を計上しています。

#### 求償権償却

年度末求償権のうち法的整理の結果回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

#### 責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

#### 求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

#### 当期収支差額

全額基本財産(収支差額変動準備金を含む)に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで、必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

## 財産目録

(令和5年3月31日現在)(単位:円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	805,386	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	51,034,094,047	責 任 準 備 金	10,280,461,335
金 銭 信 託	0	求償権償却準備金	1,669,598,610
有 価 証 券	102,711,821,085	退職給与引当金	1,349,637,962
動 産 ・ 不 動 産	2,425,409,256	損 失 補 償 金	44,150,911,761
損失補償金見返	44,150,911,761	保 証 債 務	1,558,157,484,742
保証債務見返	1,558,157,484,742	求償権補填金	0
求 償 権	5,756,840,007	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	42,736,271,536
雑 勘 定	2,954,165,095		
合 計	1,767,191,531,379	合 計	1,658,344,365,946
		正 味 資 産	108,847,165,433

# コンプライアンスの基本方針

## コンプライアンスの基本方針

福岡県信用保証協会が「信用保証」を通じて、「かけ橋」として中小企業者等と金融機関を結びつけ、中小企業金融の円滑化を果たしていくためには、自己規律と社会からの揺るぎない信頼の確立が必要であると考えています。

そのため、当協会は下記の信用保証協会倫理憲章をコンプライアンスにかかる基本方針として定め、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、全役職員一丸となって健全な運営に努めています。

### ◎コンプライアンス実践マニュアル

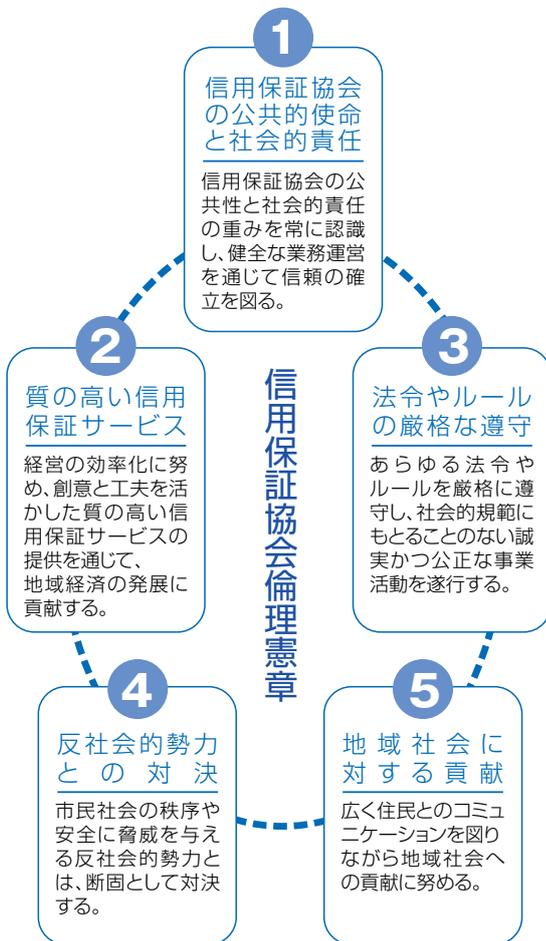
「コンプライアンス実践マニュアル」を全役職員が所持・活用し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

### ◎全職員へのコンプライアンスの啓発

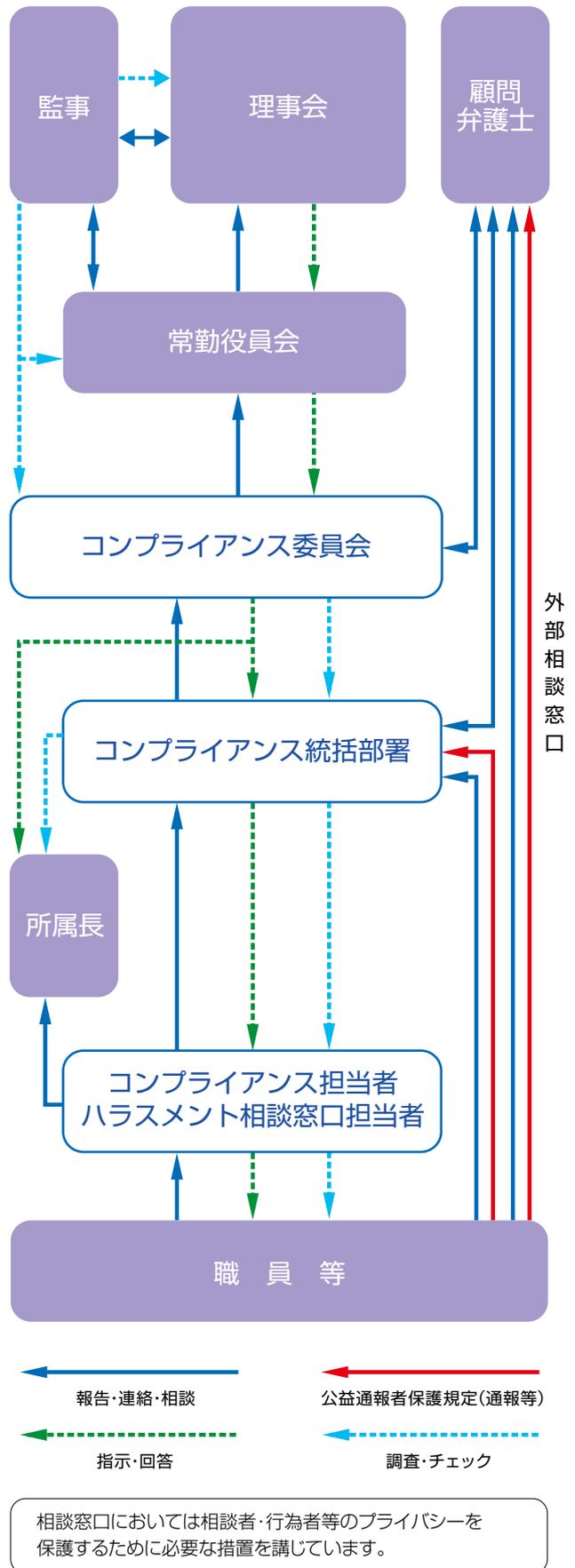
役職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、各種会議・研修等のあらゆる機会を通じてコンプライアンスの周知徹底を図っております。

### ◎弁護士との連携

業務上、法的判断が必要な事案については、弁護士等と連携し取り組んでおります。



## コンプライアンス組織体制図



# 個人情報保護宣言

福岡県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

## ① 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

## ② 個人情報の取得・利用・提供

◆当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページまたは備え置きのパフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

◆取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

◆取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

◆お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

## ③ 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

## ④ 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## ⑤ 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

## ⑥ 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

◆法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

◆請求の方法は当協会窓口にて備え置きしております「保有個人データ」開示申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参または郵送してください。(「保有個人データ」開示等申請書は当協会のホームページ上からもダウンロード出力ができます。)

## ⑦ 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

◆当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

◆⑥、⑦の具体的な手続につきましては当協会ホームページまたは備え置きのパフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

## ⑧ 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## ⑨ 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は、以下の通りです。

エリア	部署・電話番号	住所
福岡地区	保証統括部 092-415-2604	福岡市博多区 博多駅南2丁目2番1号
	債権管理部 092-415-2647	
	営業部 092-415-2603	
	大濠支所 092-734-5923	福岡市中央区 黒門2番28号
北九州地区	北九州支所 093-551-2635	北九州市小倉北区 古船場町1番35号
久留米地区	久留米支所 0942-38-1022	久留米市日吉町 24番地24
筑豊地区	筑豊支所 0948-22-3585	飯塚市吉原町 6番12号
杵田地区	大牟田支所 0944-52-6011	大牟田市不知火町 1丁目3番地4号

# 役員・機構組織

## 役員

(令和5年6月1日現在)

### 理事

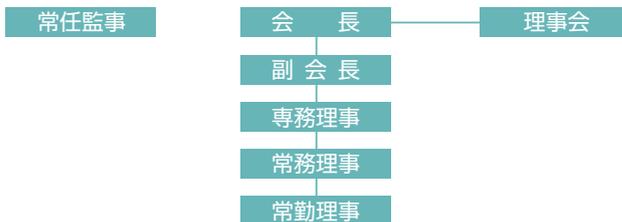
- 会長 山崎 建典 常勤
- 副会長 谷川 浩道 福岡県商工会議所連合会 会長
- 専務理事 山崎 巖 常勤
- 常務理事 牛島 英典 常勤
- 常務理事 日山 尚之 常勤
- 理事 鹿嶋 一彦 常勤
- 理事 見雪 和之 福岡県 商工部長
- 理事 渡邊 美穂 福岡県議会議員(前:県民生活商工委員会委員長)
- 理事 高島 宗一郎 福岡市長
- 理事 武内 和久 北九州市長
- 理事 原口 新五 久留米市長
- 理事 花田 稔之 福岡県商工会連合会 会長
- 理事 桑野 龍一 福岡県中小企業団体中央会 会長
- 理事 五島 久 福岡銀行 頭取
- 理事 村上 英之 西日本シティ銀行 頭取
- 理事 佐藤 清一郎 筑邦銀行 頭取
- 理事 嘉藤 晃玉 北九州銀行 頭取
- 理事 荒木 英二 福岡中央銀行 頭取
- 理事 三浦 玲 商工組合中央金庫 福岡支店長
- 理事 野村 廣美 福岡県信用金庫協会 会長

### 監事

- 監事 上野 順治 常勤
- 監事 豊永 明壽 福岡県警察 本部ピアサポーター
- 監事 行正 晴實 行正晴實公認会計士事務所長

順不同敬称略

## 機構組織図



		主な業務	
本所	監査室	監査業務、コンプライアンス	
	総務企画部	総務企画課	総務・人事・研修業務、経営計画
		経理課	経理業務
		情報システム課	システムの運用・管理
	保証統括部	保証企画課	保証制度及び保証業務の企画・推進
		保証指導課	保証審査、保証業務・期中管理業務の統括、指導及び推進
		経営支援統括課	経営支援業務の統括、中小企業・小規模事業者に対する経営強化支援の推進
		代位弁済課	代位弁済業務、保険金請求業務
		保証事務課	保証業務の事務
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	
	債権管理部	管理統括課	管理回収業務の企画立案、総括・指導及び推進
		管理1課	管理回収業務
		管理2課	管理回収業務
		管理3課	管理回収業務
		管理4課	管理回収業務
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	
	営業部	保証1課	保証審査、金融・経営相談
		保証2課	保証審査、金融・経営相談
		経営支援課	保証受付等保証事務、経営支援、期中管理、金融・経営相談
		相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応
大濠支所	保証1課	保証審査、金融・経営相談	
	保証2課	保証審査、金融・経営相談	
	経営支援課	保証受付等保証事務、経営支援、期中管理、金融・経営相談	
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	
北九州支所	保証1課	保証審査、金融・経営相談	
	保証2課	保証審査、金融・経営相談	
	経営支援課	保証受付等保証事務、経営支援、期中管理、金融・経営相談	
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	
久留米支所	保証課	保証審査、金融・経営相談	
	経営支援課	保証受付等保証事務、経営支援、期中管理、金融・経営相談	
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	
筑豊支所	保証・経営支援課	保証受付等保証業務、保証審査、経営支援、期中管理、金融・経営相談	
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	
大牟田支所	保証・経営支援課	保証受付等保証業務、保証審査、経営支援、期中管理、金融・経営相談	
	相談窓口	金融・経営相談及び苦情対応	

### お客様相談窓口

当協会では、お客様の経営相談、金融相談、金融機関紹介に関する相談等に迅速・適切な対応を図るため、保証統括部、債権管理部、営業部及び各支所にお客様相談窓口を設置しています。

## 事業所所在地

## ●本所

〒812-8555 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号

## ●総務企画部

総務企画課	TEL.092-415-2611	}	FAX.092-415-2620
経理課	TEL.092-415-2612		
情報システム課	TEL.092-415-2613	}	FAX.092-415-2638
	TEL.092-415-2614		

## ●保証統括部

お客様相談フリーダイヤル ☎ 0120-112-249

保証企画課	TEL.092-415-2609	}	FAX.092-415-2618
保証指導課	TEL.092-415-2623		
経営支援統括課・お客さま相談窓口	TEL.092-415-2604		
保証事務課	TEL.092-415-2607	}	FAX.092-415-2621
代位弁済課	TEL.092-415-2606		
	TEL.092-415-2629	}	FAX.092-415-2630

## ●債権管理部

管理統括課・お客さま相談窓口	TEL.092-415-2647	}	FAX.092-415-2617
管理1課	TEL.092-415-2645		
管理2課		}	FAX.092-432-0119
管理3課	TEL.092-432-0004		
管理4課			

## ●本所営業部

業務区域	福岡市(博多区・東区)、大野城市、春日市、筑紫野市 太宰府市、宗像市、福津市、古賀市、那珂川市、糟屋郡
保証1課・お客様相談窓口	TEL.092-415-2603
保証2課・お客様相談窓口	TEL.092-415-2601
経営支援課	TEL.092-415-2600

## ●大濠支所

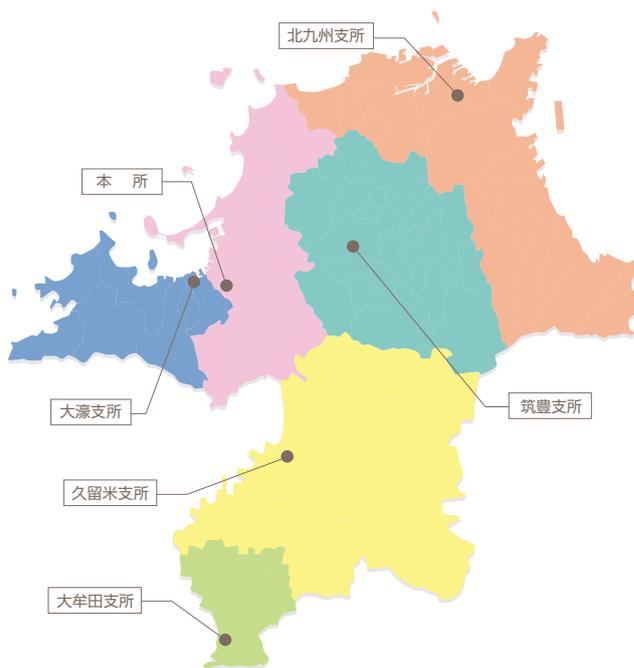
〒810-0055 福岡市中央区黒門2番28号

業務区域	福岡市(中央区・城南区・南区・早良区・西区)、糸島市
保証1課・お客様相談窓口	TEL.092-734-5923
保証2課・お客様相談窓口	TEL.092-734-5924
経営支援課	TEL.092-734-5922

## ●北九州支所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館4F

業務区域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
保証1課・お客様相談窓口	TEL.093-551-2635
保証2課・お客様相談窓口	TEL.093-551-2634
経営支援課	TEL.093-551-2632



## ●久留米支所

〒830-8691 久留米市日吉町24番地24

業務区域	久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市 朝倉市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡
保証課・お客様相談窓口	TEL.0942-38-1022
	FAX.0942-38-1025
	TEL.0942-38-1023
	FAX.0942-38-1026
経営支援課	TEL.0942-38-1021
	FAX.0942-38-1024

## ●筑豊支所

〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所5F

業務区域	飯塚市、直方市、田川市、嘉麻市、宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡
保証・経営支援課・お客様相談窓口	TEL.0948-22-3585
	FAX.0948-29-4927

## ●大牟田支所

〒836-0843 大牟田市不知火町1丁目3番地4 太陽生命大牟田ビル6F

業務区域	大牟田市、柳川市、みやま市
保証・経営支援課・お客様相談窓口	TEL.0944-52-6011
	FAX.0944-51-3419

## 関係会社の紹介

## 保証協会システムセンター株式会社

当協会他4協会が、事務の統一及び経営の効率化を目指したコンピューターシステムを構築し、それを運用するため、開発5協会の共同出資により「保証協会システムセンター株式会社」を平成18年4月3日に設立しました。

令和5年3月末現在、全国42協会が参加し、本社は東京都に設置、福岡県には九州支社を設置しています。



<https://www.fukuoka-cgc.or.jp>